

四国経済産業局における製品安全に係る法令違反への対応状況（令和2年度）

経済産業省においては、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、試買テスト及び計画的立入検査により見いだされた違反に対応するほか、事業者からの自主報告、第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都道府県による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生したときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置を取っている。

そのうち、令和2年度に当局が対応した事案の概要は以下のとおりである。

1. 概要

いずれも一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどないものであったため、当局は1事業者に対して産業部長名の文書による注意処分を行うとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認した。

2. 個別の事案

品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
①その他の工作用又は工芸用の電熱器具 (製造事業者) 〔電気用品安全法〕	(独)製品評価技術基盤機構による立入検査結果	技術基準の適合性の確認結果を確認できなかった。 自主検査の実施及び記録を確認できなかった。 事故発生への報告はない。	再発防止対策の実施